以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（C－B）／A｝×0.9 C－Bが負数となるときは、0とする。 算式の符号 ［略］ B　当該都道府県の農家数に別表第1(1)に定める段階補正の段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　当該都道府県の農林業センサス規則によって調査した令和2年2月1日現在における農家数（以下「令和2年農家数」という。）に令和8年改正前の省令別表第1(1)に定める段階補正の段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	二　水産業者数急減補正	水産行政費	水産業者数	算式 ｛（C－B）／A｝×0.9 C－Bが負数となるときは、0とする。 算式の符号

以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急減補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.1 B－Aが負数となるときは、0とする。 算式の符号 ［同左］ B　農林業センサス規則によって調査した平成27年2月1日現在における農家数
	二　水産業者数急減補正	水産行政費	水産業者数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.1 B－Aが負数となるときは、0とする。 算式の符号